

告 示

埼玉県選管告示第四十二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定により、富士見市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の施設を次のとおり指定した旨の報告があった。

平成二十七年六月十二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

施設の名称	ピアザふじみ
所在地	埼玉県富士見市ふじみ野東一丁目十六番地六
管理者	富士見市長
収容人員	一二〇人